

◇利用促進事業と自主事業又は魅力向上事業に関する整理（表）

資料 2 2

実施主体	事業の内容	設置許可 又は 管理許可	行為許可	占用許可	企画書	備考
指定 管理 者	①利用促進事業 物品販売を含まない	不要	不要	不要	企画書不要 (但し、規模の大きさ等により要調整)	事業実施計画書
	②利用促進事業 物品販売を含む	不要	不要	不要	企画書要	事業実施計画書
	③自主事業又は魅力向上事業 一定期間常設の上実施するもの	必要 (土木事務所の許可)	不要	不要	—	従来の管理許可売店、設置許可売店と同様の考え方。 但し、魅力向上事業については、詳細の設計やスケジュールなど、各種行政手続き書類を提出し、府の承認を受けること。
	④自主事業又は魅力向上事業 イベント等臨時的に実施するもの	不要	必要 (指定管理者or土木事務所の許可)	占用を伴う場合は必要（行為許可と併せて土木事務所許可）	企画書要	事業実施計画書
指定 管理 者 以 外 の	⑤非収益的な行為 (例) 幼稚園の運動会など	不要	必要（指定管理者OR土木事務所の許可）	占用を伴う場合は必要（行為許可と併せて土木事務所許可）	企画書要 (但し、事業の概要等でも可)	減免基準に該当すれば、使用料の減免有り
	⑥収益性を目的とした行為 (例) 催しを伴う物販等の収益イベント	不要	必要（土木事務所の許可）	占用を伴う場合は必要（行為許可と併せて土木事務所許可）	企画書要	